

国土交通省建築工事積算基準 (平成13年版)の改正

国土交通省大臣官房官庁営繕部

1 はじめに

国土交通省では、平成12年9月に新たに「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」を策定し、公共工事のコスト縮減に全省をあげて取り組んでいる。公共建築工事についても、限られた財源を有効に活用し、効率のかつ効果的な事業執行を通じて社会資本整備を着実に進めるため、コスト縮減を推進することとしている。

「新行動計画」には、積算に関する具体的な施策として公共建築工事積算基準の拡充、整備および公表があり、コスト縮減の重要性、施工実態の変化等に対応した積算の合理化が求められている。

今回の「国土交通省建築工事積算基準」の改正にあたっては、国土交通省をはじめとする公共建築工事の主要発注機関で構成された「公共建築工事積算研究会」において検討、協議、調整を行い、国土交通省における建築工事および建築設備工事についての積算基準としてとりまとめたものであり、コスト縮減、施工実態の変化、市場単価方式の拡大等を考慮し、積算の透明性、妥当性を高めるとともに効率化、機動性向上を図っている。

2 改正方針

建築工事積算基準は、次の改正方針に基づき実施している。

- ① 工事共通仕様書に整合
- ② 現場施工実態の変化への対応
- ③ 土木工事標準歩掛りに整合
- ④ 関係法令・基準等に整合
- ⑤ 市場単価の導入に整合

3 改定の概要

平成11年版から今回改正された主な内容は、以下のとおりである。

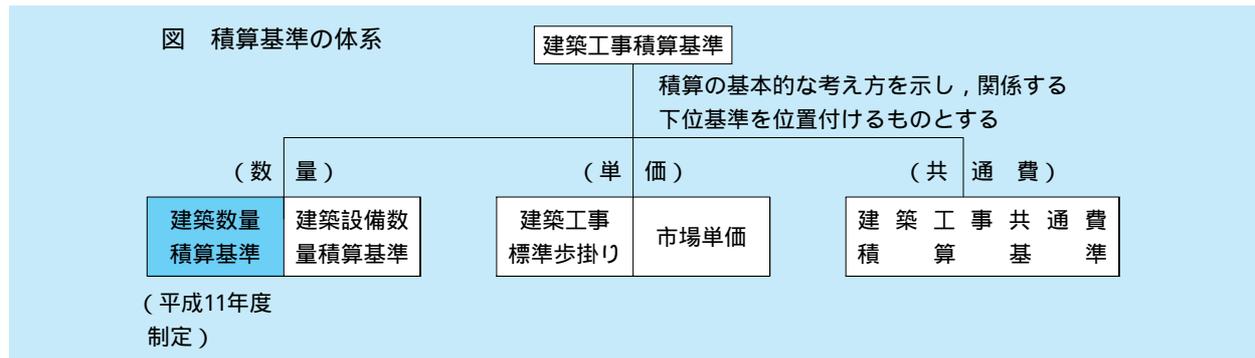
(1) 建築工事積算基準

積算基準体系に建築数量積算基準を新たに制定した(図参照)。

(2) 建築工事共通費積算基準

共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の算定で、同一建築物または同一敷地内の工事を分割発注し、後工事を施工中の受注者と随意契約する場合の算定で、一括発注した場合の額から前工事の予定価格内訳書に記載された額を控除した額としていたものを、前工事の額を控除した額に改正した。

(3) 建築工事標準歩掛り



標準歩掛りは、次の改正方針に基づき実施している。

① 標準歩掛りの整備，拡充

- ・平成13年版建築，電気設備および機械設備工事共通仕様書の改訂に伴う標準歩掛りの見直しを行った。
- ・新たに第13節屋根およびとい，第21節植栽を新設した。

② 市場単価移行に伴う改正

- ・平成12年度，13年度に下記の工種について市場単価に移行している。

建築（コンクリート打設，ポンプ圧送，鉄筋ガス圧接，左官）

電気設備（ケーブルラック，位置ボックス，プルボックス，金属製可とう電線管，接地極，埋設標）

機械設備（衛生器具取付け，ダクト（チャンパー，ボックス））

③ 「請負工事機械経費積算要領」との整合

- ・建設機械の運転歩掛り等の見直しを行った。

④ 他の積算基準との整合

- ・建築および設備数量積算基準との整合を図った。

1) 第2章 建築工事標準歩掛り

第1節 仮設

- ・地足場，内部階段仕上足場，シャフト内足場の歩掛りを追加
- ・鉄筋，型枠足場，躯体支保工を内部躯体足場，枠組棚足場を内部仕上足場に改正
- ・仮設材の損料等，運搬費の歩掛りを改正および追加

第2節 土工

- ・バックホウのバケット容量表示を平積から山積に改正

- ・人力土工（根切り，埋戻し）の歩掛りを改正

- ・建設機械運転の歩掛りを改正

第3節 地業

- ・プレボーリング杭削除

- ・既製コンクリート杭の構成を改正

第4節 鉄筋（旧第6節）

- ・市場単価へ移行した鉄筋ガス圧接の歩掛りを削除（参考資料へ移行）

- ・小型構造物の加工組立歩掛り追加

第5節 コンクリート（旧第4節）

- ・市場単価へ移行した歩掛りを削除（参考資料へ移行）

- ・小型構造物のコンクリート打設歩掛り追加

第6節 型枠（旧第5節）

- ・小型構造物の型枠歩掛り追加

第8節 既製コンクリート

- ・コンクリートブロック化粧積み加算の歩掛りを追加

- ・レンガ積みの名称を防水立上り保護層モルタルブロックに改正

第9節 防水

- ・屋根保護防水密着工法 A - 2，B - 2 工法の歩掛り改正

- ・屋根露出防水密着工法 C - 1，C - 2 の歩掛り削除

第11節 タイル

- ・調合の改定に伴う歩掛りの改正

第12節 木工

- ・畳下床板の歩掛りを改正

第13節 屋根およびとい（新設）

・長尺金属板葺，ルーフトレインの歩掛りを金属から移行

・とい 掃除口 保温 塗装の歩掛りを新規に追加

第14節 金属（旧第13節）

・軽量鉄骨天井下地および壁下地の歩掛りを改正
・軽量鉄骨下がり壁下地，軽量鉄骨天井下地振止め補強，天井インサート取付けの歩掛りを追加
・同上の小規模，複雑割増しの注釈を削除

第15節 左官（旧第14節）

・市場単価へ移行した歩掛りを削除（参考資料へ移行）

第16節 建具（旧第15～17節）（木製建具・金属製建具・ガラス）

・仕様書に合わせ，木製建具・金属製建具・ガラスを建具としてまとめた

第17節 塗装（旧第18節）

・仕様書に合わせ，工程の内容を改定および塗装の略記号を追記
・一部の資材の名称の改正
・ボード面の屋外，水回り部の素地ごしらの歩掛りの追加
・細幅物の歩掛りの追加

第18節 内外装（旧第19節）

・壁，天井ボ - ド張り関係の歩掛りを改正
・天井ボード切込みの歩掛りを追加
・壁紙素地ごしらの歩掛りを改正

第20節 構内舗装（旧第21節）

・バックホウのバケット容量表示を平積から山積に改正
・建設機械運転の歩掛りを改正

第21節 植栽（新設）

・植栽の歩掛りを新規に追加

第22節 とりこわし

・内装材のとりこわし歩掛りを改正
建設機械運転の歩掛りを改正

2) 第3章 電気設備工事標準歩掛り

第1節 共通工事

・市場単価へ移行したケーブルラック，位置ボックス，金属製可とう電線管，プルボックス，接地極，埋設標の歩掛りを削除（参考資料へ移

行）

・防火区画，延焼防止処理の歩掛りを追加
・光ファイバーケーブル，UTP ケーブルの歩掛りを追加

・電線管等の名称を改正

第2節 電力設備工事

・HID 灯器具，蛍光灯の注釈改正
・庭園灯の歩掛り追加

第3節 通信・情報設備工事

・PHS アンテナ歩掛り追加
・拡声ワイヤレスおよびホイップアンテナ歩掛り追加
・監視カメラ設備新規歩掛り追加

3) 第4章 機械設備工事標準歩掛り

第1節 共通工事

・建設機械運転の歩掛りを改正
・配管用炭素鋼管（排水，通気）MD 継手の歩掛り追加
・ステンレス鋼管径80の歩掛り追加
・冷媒用被覆銅管の歩掛り追加
・呼び径の改正
・冷水，冷温水管のポリスチレンフォームによる保温の歩掛りを追加
・小型給水ポンプ据付け歩掛りを追加

第2節 空気調和設備工事

・膨張タンク名称改正および密閉型膨張タンク据付け歩掛り追加
・変風量装置，定風量装置の据付け歩掛り追加

第3節 給排水設備工事

・市場単価へ移行した衛生器具取付け歩掛りを削除（参考資料へ移行）
・桝類の土工事の歩掛り改正

(4) 数量積算基準

数量積算基準の統一化を図るため，官民合同で設置した「建築工事建築数量積算研究会」「公共建築工事設備数量積算研究会」での研究成果をもとに，公共建築工事積算研究会において検討の上，官庁営繕部において「建築数量積算基準」が平成12年3月に新たに制定され，「建築設備数量積算基準」についても平成13年3月に改正した。